

各位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会長 小磯 修二  
(公印省略)

令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（中国市場）の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、標記事業に関する委託業務について、次のとおり企画提案を募集することとしましたのでご案内申し上げます。

記

- 1 委託事業名 「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（中国市場）」
- 2 業務委託期間 契約締結の日～令和3年3月15日（月）
- 3 主な業務委託内容
  - (1) 旅行系インフルエンサーを活用した北海道観光情報発信
  - (2) 日本在住中国人カメラマンインフルエンサーを活用した北海道観光情報発信
- 4 事業費 9,800,000円（消費税等込み）
- 5 今後のスケジュール（予定）
  - 10月19日（月）：公示・観光機構HPに掲載
  - 10月26日（月）：企画提案参加表明
  - 11月9日（月）：企画提案の受付・受領
  - 11月中旬：企画提案の審査、委託事業者決定
  - 11月下旬：契約締結・業務開始
- 6 事業説明会について  
本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しません。事業内容に関する質問は、参加表明締切日から3営業日後の15時までメールで受け付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明をした事業者に対し、速やかに送信します。
- 7 その他  
新型コロナウイルス感染症拡大状況等の理由で事業が短縮される場合があります。

【お問合せ】

公益社団法人北海道観光振興機構 海外誘客部  
坂口 E-mail：[e\\_sakaguchi@visithkd.or.jp](mailto:e_sakaguchi@visithkd.or.jp)  
佐藤 E-mail：[s\\_taichiro@visithkd.or.jp](mailto:s_taichiro@visithkd.or.jp)  
TEL：011-231-6736

# 「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（中国市場）」 に係る企画提案募集要領（指示書）

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年2月以降、訪日・来道外国人観光客が激減している状況にあるが、10月1日に全世界からのビジネスや留学などの中長期滞在者の入国制限が解除されるなど、海外との往来が再開しているところである。今後の観光客の再開を見据え、まずは近距離にある東アジア、特に来道外国人観光客の中で高いシェアを占める中国市場に対し、ポストコロナの海外旅行先として「北海道」が選択されるための取り組みを強化する必要がある。

そこで、中国人観光客のキラークンテンツの一つである「雪」や雄大な「自然」、豊かな「食」、多彩な「体験」や「文化」など、北海道が誇る唯一無二の冬の魅力をはじめ、各観光・宿泊施設や飲食店等の「安心・安全対策」などについて、デジタルメディアを活用して戦略的な情報発信を実施する。また、HOKKAIDO LOVEプロジェクトと連携し、北海道への関心と興味・共感を高め、今後の外国人観光客誘致のさらなる拡大につなげる。

## 2 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施する。

## 3 企画提案応募条件等

- (1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という）又は単独企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。
  - ① 次のいずれかに該当する者であること。
    - I 民間企業
    - II 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
    - III その他の法人、又は法人以外の団体等
  - ② 暴力団員又は暴力団関係事業者には該当しない者であること。
  - ③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
  - ④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

- 4 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約  
※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

- 5 委託事業費（上限） 9,800,000円（消費税等込み）

## 6 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日～令和3年3月15日（月）

(2) 業務スケジュール：

10月19日（月）：公示・観光機構HPに掲載

10月26日（月）：企画提案参加表明

11月9日（月）：企画提案の受付・受領

11月2週目：企画提案の審査、委託事業者決定

11月3週目：契約締結・業務開始

※新型コロナウイルス感染症拡大状況等の理由で事業短縮される場合があります。

(3) 業務完了日

令和3年3月15日（月）までに全ての業務を完了すること。（報告書作成業務含む）

(4) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から90日以内に支払いを受けるものとする。

## 7 業務委託内容（企画提案事項）

以下(1)、(2)、(3)の三事業を実施し、共通の条件は以下のとおりとする。

### 【共通事項】

- ・ターゲット：中国市場のミレニアル世代
- ・実施時期：令和2年12月～令和3年2月
- ・活用するデジタルメディア：微博（Weibo）を基本とする。
- ・HOKKAIDO LOVEプロジェクトと連携し、北海道への関心と興味・共感を高め、今後の外国人観光客誘致のさらなる拡大につなげること。

(1) 旅行系インフルエンサーを活用した北海道観光情報発信

日本在住の中国人旅行系インフルエンサーを招聘し、インフルエンサーのアカウントから北海道の冬の現在の魅力を発信する。

① 日本在住の影響のある中国人旅行系インフルエンサーを提案し、下記の事項を明記すること。

- ・フォロワー数（必ず微博でファン100万人以上を有する影響力のある人物を起用する）
- ・記事の平均PV数、いいね数、シェア回数
- ・来道経験、回数（必ず来道経験者）
- ・微博（Weibo）ライブ配信経験者

② 発信内容について

- ・発信エリア：中国市場、特に冬にミレニアル世代に人気のあるエリアとする。

例：函館、札幌、小樽、登別、富良野、美瑛、旭川、道東エリアなど

- ・発信コンテンツ：中国市場、特にミレニアル世代に人気のあるコンテンツとする。

例：北海道で冬に開催されるイベント、冬絶景、雪遊び、アクティビティ、スキー場、グルメ、温泉など

③ 発信方法について

- ・ライブ配信

I 微博（Weibo）で10回以上ライブ配信する。配信コンテンツ、配信時間は自由提案とする。

- Ⅱ 安定したライブ配信となるよう通信環境等を配慮すること。
- Ⅲ 新型コロナウイルス感染症対策を講じている様子の紹介については必須とする。
- ・動画投稿
  - Ⅰ インフルエンサーが北海道の魅力を体験しながら紹介する動画を制作、編集し、インフルエンサーのアカウントから微博に投稿する。
  - Ⅱ 動画投稿コンテンツはライブ配信で紹介しなかったコンテンツとする。
  - Ⅲ 通信環境の悪い所や天候に左右される観光スポット（流水など）を動画制作で紹介する。
- ・記事投稿
  - Ⅰ インフルエンサーが北海道の魅力を紹介する記事を制作し、インフルエンサーのアカウントから微博に投稿する。
  - Ⅱ 寄せられたコメントへの返答を行うこと。

#### ④ 企画提案事項

- ・上記③の企画提案における詳細は以下のとおりとする。
  - ライブ配信：配信回数、時間、具体的な内容（コンテンツ）を明示すること。
  - 動画投稿：投稿回数、投稿内容、動画時間などを具体的に提案すること。
  - 記事投稿：投稿回数、記事のボリュームを明示すること。
- ・ライブ配信、取材招聘のスケジュールなどを明示すること。
- ※冬の撮影の撮れ高は天気によって左右されるため、取材スケジュールは余裕をもって作成すること。

#### (2) 日本在住中国人カメラマンインフルエンサーを活用した北海道観光情報発信

デジタルプロモーションは「外国人が何を魅力に感じて観光地を訪れているか」を外国人目線で写真を撮影し、情報発信することが重要となり、クオリティの高い画像を必須とする。このことから、日本在住の中国人カメラマンを招聘し、撮影した北海道の冬の魅力をカメラマンの微博アカウントから配信するとともに、撮影した写真の一部の著作権は北海道観光振興機構所有とすること。

- ① 日本在住の影響のある中国人カメラマンインフルエンサーの招聘を提案する。
  - また、提案したインフルエンサーについて、下記の事項を明記すること。
    - ・フォロワー数
    - ・記事の平均PV数、いいね数、シェア回数
    - ・来道経験、回数
    - ・提案したカメラマンインフルエンサーが撮影した写真を3枚以上に企画書に添付すること
- ② 取材招聘のスケジュールなどを提案すること。
  - ・冬の撮影の撮れ高は、天気によって左右されるため、取材スケジュールは余裕をもって作成すること
  - ・取材エリアは中国市場のうち、特に冬にミレニアル世代に人気のあるエリアとする。
  - ・中国にはまだよく知られていない北海道の魅力を発掘し、情報発信することを可とする。ただし、メインではない。
- ③ 投稿回数を明記すること。
- ④ 寄せられたコメントへの返答を行うこと。
- ⑤ 撮影した写真の一部は北海道観光振興機構が他事業で二次利用、編集加工できるように、著作権を北海道観光振興機構所有とすること。写真は100枚以上、30コンテンツ以上とする。

#### (3) 広告を実施すること。

- ① ライブ配信を告知するための広告を具体的に提案すること。

- ② 旅行系インフルエンサーが投稿する動画、記事、カメラマンインフルエンサーが投稿する記事の拡散を目的に、広告などを活用したプロモーションを実施することとし、具体的に広告手法を提案すること。  
※広告は、インフルエンサーによるシェアを活用することを可とする。

(4) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。

(5) 事業実施内容の目標設定、効果測定、報告書の作成は以下のとおりとする。

- ① ライブ配信、動画投稿の再生数、記事投稿の閲覧数、いいね数等の目標（KPI）を設定し、項目毎の成果を報告すること。  
② 令和2年度事業の実績、効果測定、分析状況を行い、次年度の取組の指針となるよう報告書を作成すること。報告書：紙媒体（A4 版）2 部  
③ 上記（2）で撮影した画像をUSBに格納し、提出すること。

## 8 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和2年 10月 26日（月） 午後3時  
(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部  
担当：坂口 E-mail：[e\\_sakaguchi@visithkd.or.jp](mailto:e_sakaguchi@visithkd.or.jp)  
佐藤 E-mail：[s\\_taichiro@visithkd.or.jp](mailto:s_taichiro@visithkd.or.jp)  
(3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

## 9 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

なお、企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

### (1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

### (2) 事業実績報告

観光機構事業の実績を含め、過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。

### (3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

### (4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

### (5) 見積書に費用項目の明細を記載すること。

※インフルエンサーを活用する情報発信に関する経費（取材費、記事制作費等）、動画制作経費、広告に係る経費など

## 10 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版／両面とする。45ページ以内とする。

ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

(例：メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。)

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

#### 11 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部 (会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部)

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部

(担当：坂口、佐藤) 電話 011-231-6736

(3) 提出期限 令和2年11月9日(月) **午後3時 ※時間厳守**

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAXやメールでの提出は不可。

#### 12 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。

(2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。

(3) ヒアリング方法、日時及び場所は、別途お知らせします。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。

(5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、3名までとする。

#### 13 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

#### 14 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

## 15 再委託について

再委託の予定がある場合は、下記の要件を遵守すること。

また、再委託先の事業者名、住所、金額、業務範囲を記載し、予め当機構の承諾を得ること。

- (1) 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）  
・・・再委託を行うことはできない。
- (2) 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務  
・・・再委託に際し当機構の承諾を要する。
- (3) 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）  
・・・再委託に際し当機構の承諾を要さない。

## 16 その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

## コンソーシアム協定書

### (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（中国市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（中国市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

### (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

### (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

### (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

### (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

### (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

### (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

### (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

